

社団法人 兵庫県柔道整復師会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人兵庫県柔道整復師会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市兵庫区塚本通 2 丁目 2 番 2 5 号内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、柔道整復術の進歩発展とその医学的研究を行い、公衆の福祉に寄与し、併せて柔道整復師の資質の向上を図り、かつ保険制度に協力し、もって国民医療の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の振作高揚に関する事業
- (2) 柔道整復術の医学的研究に関する事業
- (3) 柔道整復師の資質向上に関する事業
- (4) 柔道整復師の養成及び指導に関する事業
- (5) 保険制度の協力に関する事業
- (6) 介護保険法による居宅介護支援及び居宅サービス並びに介護予防サービスに関する事業
- (7) 介護保険制度に基づく地域支援事業及び資格者養成事業
- (8) 県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (9) 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、兵庫県内に在住する柔道整復師であってこの法人の目的に賛同して入会したもので、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 柔道接骨業を営んでいる者。
- (2) 準会員 前号に掲げる者以外の者で柔道整復師の免許を有するもの。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、所属すべき支部を経て入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 柔道整復師の資格を失ったとき。
- (5) 会費を1年以上滞納したとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(資格停止・除名)

第10条 この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の4分の3以上の議決によりその会員を除名し、又はその資格を停止することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費、負担金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 3名以上10名以内(会長及び副会長を含む。)
- (4) 監事 1名以上3名以内

2 役員は、総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第16条 この法人に顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、学識経験者又はこの法人に特に功労のあった者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の事項について会長の諮問に応じ、この法人の各種会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 相談役は、日常の会務の運営について会長の諮問に応じ、この法人の各種会議に出席し、意見を述べるることができる。ただし、総会における会員としての表決を除き、表決に加わることはできない。

5 参与は、会長の諮問があれば、意見を述べることができる。

6 顧問、相談役及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(事務局)

第17条 この法人は、事務局を置き、事務局に職員を置く。

2 職員は会長が任命し、その給与及び職務等に関しては、理事会の議決を得て会長が定める。

第4章 会 議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 2 1 条 通常総会は、毎年 3 月及び 5 月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 2 2 条 会議は、会長が招集する。

2 総会の招集は開催日の 7 日前までに、理事会の招集は開催日の 5 日前までに、それぞれの会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 2 3 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 2 4 条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 2 5 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 2 6 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 7 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員、理事の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費。
- (2) 寄附金。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) 資産から生ずる収入。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第29条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第31条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 支 部

(支 部)

第33条 この法人にその事務を円滑に処理するため支部を置くことができる。

2 支部に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、兵庫県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(附 則)

この定款は平成6年1月18日より施行する。

この定款の変更は、兵庫県知事の認可があった日から施行する。

昭和37年2月27日	認可	昭和40年8月5日	一部改正認可
昭和49年6月17日	一部改正認可	昭和49年12月3日	一部改正認可
昭和52年10月4日	一部改正認可	昭和54年2月28日	一部改正認可
昭和61年11月10日	一部改正認可	平成2年5月31日	一部改正認可
平成6年1月18日	一部改正認可	平成12年6月22日	一部改正認可
平成14年4月16日	一部改正認可	平成23年3月31日	一部改正認可